

広島県告示第六百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第六項並びに第八条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十四年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十二年広島県告示第六百六十七号		
所在地	広島県広島市安佐南区高取北三丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
高取北三丁目一四―三二 (二八二)	急傾斜地の崩壊 の自然現象類 の土砂災害 の発生原因	区域の名称	急傾斜地の崩壊 の自然現象類 の土砂災害 の発生原因
高取北三丁目一四―三二 (二八二)	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊